

第7回 「京都市路上喫煙等対策審議会」 議事次第

開催日	平成22年3月24日(水)
時間	午後4時から
会場	市民生活センター 研修室

1 開会

2 開会あいさつ

京都市文化市民局長 山岸 吉和

3 議題

- 新たな路上喫煙等禁止区域の指定について

4 その他

5 閉会

第7回「京都市路上喫煙等対策審議会」

審議資料

本市案の考え方について

路上喫煙等禁止区域の追加指定区域図（本市案）

本市案の考え方について

◎路上喫煙等禁止区域の追加指定区域（本市案）

現行禁止区域を概ね囲むことができる4つの大通り（河原町通－四条通－烏丸通－御池通）で囲まれた本市が管理する道路を指定する。

1 これまでの考え方

これまでの答申で示された下記の内容は、禁止区域を指定するに当たり、堅持していく必要がある。

《これまでの答申内容(要約)》

- ・ ①喫煙する自由を制限し、かつ、②路上喫煙者に対する制裁としての側面を有する「禁止区域」の指定は、周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じる（危険性が高い）と想定される地域に限定すべきであること。
- ・ 禁止区域に指定すること自体に一定の啓発効果が期待できるため、禁止区域の指定に当たっては、①市民等にわかりやすく、明確にその範囲を示し周知でき、かつ、②実効性のある取組を進めていくことができる区域とすること。
- ・ 禁止区域内では過料徴収を行うことから、①禁止区域での路上喫煙等を抑止すること（抑止効果）及び②違反者に条例に対する理解を促進し再発を防止すること（再発防止効果）が期待できること。

2 現状と課題

- ・ 禁止区域の指定、過料徴収の開始により、禁止区域での路上喫煙者の割合は大幅に減少するなど、大きな効果を上げている。
- ・ その一方で、市民等に「路上喫煙等はいけない。」との認識が十分に浸透しておらず、禁止区域以外では、路上喫煙者が見受けられる状況にある。

3 課題解決に向けた手法

これまでの考え方に併せて、下記2項目の要素を加味して、路上喫煙等に対する市民意識及び喫煙マナーの向上を図っていく必要がある。

ア 明確性の向上

禁止区域の明確性を向上させ、路上喫煙対策の広報効果を高めることで、禁止区域を認識し易くする。

イ 逃げ込み防止

これまでから指摘があった、禁止区域周辺での路上喫煙者を減少させる。

4 木屋町・先斗町通の指定の考え方

以下の2項目の理由から、禁止区域の指定には適さない。

- ・ 木屋町・先斗町通は、子どもや高齢者等が多く通行している現行禁止区域と地域特性が異なっている。
- ・ 地域の自主的な周知啓発活動等を積極的に支援するなど、住民団体との連携を図り、路上喫煙等に対する市民意識及び喫煙マナーの更なる向上を図っていく。

路上喫煙等禁止区域の追加指定区域図（本市案）



赤線が禁止区域（現行）

青線が追加指定区域（案）